

平成25年10月
独立行政法人都市再生機構

低入札価格調査制度調査対象工事における 前金払の縮減について

平成25年11月1日以降に入札公告等を行う工事について、低入札価格調査を受けた者との契約における前金払の限度額を契約額の $\frac{4}{10}$ から $\frac{2}{10}$ に縮減することとしましたので、お知らせします。

なお、この場合においても、中間前金払及び部分払は利用できます。

《低入札価格調査》

契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、その契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かの調査